

キャリアアップ助成金

選択的適用拡大導入時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長コース

平成29年4月1日改正

有期契約労働者等に次の取組を実施した場合に助成

- 労使合意により社会保険の適用拡大措置を実施し、社会保険に加入
- 有期契約労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に加入した場合

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

- ・社会保険の適用拡大措置を実施していること
- ・新たに社会保険の被保険者となった全ての有期契約労働者の基本給を増額していること
- ・全ての有期契約労働者の基本給を適用拡大前と比べて3%以上増額する措置を実施していること

1事業所当たり **57万円** (**42.75万円**) ()内は中小企業以外の額

※**72万円** (**54万円**) 生産性要件を満たした場合

<1事業所当たり1回のみ>

【社会保険の適用拡大措置って?】

常時使用労働者が500人以下の事業所が労使合意に基づき週所定労働時間が20時間以上の労働者に対して社会保険に加入させること

短時間労働者労働時間延長コース

○ 短時間労働者の週所定労働時間を**5時間以上延長**し社会保険に適用した場合

1人当たり **19万円** (**14.25万円**) ()は中小企業以外の額

※**24万円** (**18万円**) 生産性要件を満たした場合

『賃金規定等改定コース』『選択的適用拡大導入時処遇改善コース』と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1~4時間以上でも助成

1時間以上：1人当たり **3.8万円** (**2.85万円**)

《**4.8万円** (**3.6万円**)》

2時間以上：1人当たり **7.6万円** (**5.7万円**)

《**9.6万円** (**7.2万円**)》

3時間以上：1人当たり **11.4万円** (**8.55万円**)

《**14.4万円** (**10.8万円**)》

4時間以上：1人当たり **15.2万円** (**11.4万円**)

《**19.2万円** (**14.4万円**)》

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。